

令和4年4月27日

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした
松本クリーンセンター見学受入れ基準

当施設は環境・生活基盤に欠かせない施設であるため、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、見学の受入れについて基準を設けています。

見学実施日2週間前の時点における長野県の感染警戒レベルに応じて、以下のとおり受入れの可否を判断いたします。

| レベル | アラート | 見学受入れ基準 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | － | 平常時と同様の見学受入れを行います。 |
| 2 | 注意報 | |
| 3 | 警報 | |
| 4 | 特別警報Ⅰ | 松本圏域内に在住する方又は所在する団体のみ見学を受入れます。(松本圏域外に在住する方又は所在する団体の見学受入れは行いません。) |
| 5 | 特別警報Ⅱ | 全ての見学受入れを中止します。 |
| 6 | まん延防止等重点措置公示 又は 緊急事態宣言 | |

※健康観察、咳エチケット、手洗いの徹底など、基本的な感染症対策の実施をお願いします。

※予約済みのものについても感染警戒レベルの状況により、見学を中止する場合があります。

※松本圏域外に在住する方又は所在する団体については、在住または所在する地域の感染警戒レベルが長野県の感染警戒レベル4に該当する感染状況の場合、見学の受入れは行いません。

※感染警戒レベルに関わらず、松本クリーンセンター内の従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、予約済みのものも含めて、見学を中止する場合があります。